

受理官庁 CN	中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)	附属書 C CN
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	中華人民共和国	
国際出願の作成に用いることができる言語	中国語又は英語	
願書の提出に用いることができる言語	中国語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はCEPCTによる電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）又は欧州特許庁 ⁴	
管轄国際予備審査機関	中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）又は欧州特許庁 ⁵	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（PDFなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2020年2月27日付公示（PCT公報）30頁参照。
- 4 2020年12月1日から2年間。国際調査機関としての欧州特許庁の利用可能性は、英語で行われた国際出願であって、最初の12箇月間は2,500件、次の12箇月間は3,000件の出願に制限される。この試行プロジェクトの詳細は、<https://www.epo.org/service-support/faq/own-file/cnipa-epo-pilot.html> のEPOウェブサイト、又は https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art_364_153578.html のCNIPAウェブサイトを参照されたい。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

C N	中華人民共和国国家知識産権局 (C N I P A) (続き)	C N
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：人民元 (CNY)	
送付手数料	無 料	
国際出願手数料 ⁶	1,330 スイス・フランに相当する CNY の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	15 スイス・フランに相当する CNY の額	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	200 スイス・フランに相当する CNY の額	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	300 スイス・フランに相当する CNY の額	
調査手数料	附属書D (C N) 又は (E P) ⁷ 参照	
優先権書類の手数料	CNY 150	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	CNY 1,000	
国際出願の一件書類に含まれていた 書類の複写手数料 (PCT規則94.1の2)	1頁につき CYN 2	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 最初に記載された出願人が中華人民共和国に居住している場合 要, 最初に記載された出願人が中華人民共和国の非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	中華人民共和国で法人化されている特許事務所 特許事務所のリストは受理官庁から入手できる	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない	

6 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (I B) 参照)。

7 脚注4を参照。